

開催年月日 令和4年11月8日（火）  
 質問者 民主党・道民連合 高橋 亨 委員  
 答弁者 保健福祉部長 京谷 栄一  
 国保担当局長 新井 明  
 国保広域化担当課長 竹村 寛仁

質問内容	答弁内容
<p><b>二 健康保険証について</b></p> <p><b>(一) 国民皆保険について</b>                  最後にお聞きしますけれども、河野デジタル担当大臣がマイナカードに保険証機能を持たせ、現在の保険証を廃止すると言い出しました。マイナ保険証がなければ受診できないとすれば、国民皆保険制度の根幹に関わる問題であります。医師の応召義務にも反するのではないかと考えますが道の見解をお聞きしたいと思います。</p> <p><b>(二) 自治体の対応について</b>                  北海道の高齢化率は32.5%で全国18位であります。住民の50%以上が高齢者なのは6自治体、40%以上は66自治体、30%以上は93自治体となっているわけであります。                  先般、地域の首長にお集まりいただき、道政懇談会を開催いたしました。全ての首長が話しているのは、「政府がいくらお尻をたたいても、高齢者にマイナカードを理解してもらうのは難しい。マイナポイント うん？デジタル通貨 あ？言葉の意味がわからず、職員が教えてもわからんからもういい」となってしまいます。従って、「高齢化率はイコール取得率と考えても間違いないのではないか」というものでございました。一方、健康保険料を納入していれば、自治体は保険証を交付しなければなりません。医療機関で使えない保険証では意味がありません。マイナ保険証を持たない方への対応についてお聞かせ願いたいと思います。</p> <p>今のようにですね、保険証も含めてですね、医療を受けられないということはないようにしていかなければならない。これは当たり前の話でございます。従って廃止をするなんて何事だということをやはり自治体から声をあげていかなければならないと思っております。</p> <p><b>(三) 高齢者のマイナ保険証取得率と診療について</b>                  先程もお話ししましたけれども、高齢になればなるほどマイナカードやマイナ保険証に対する意味を理解できないということで、反面、慢性疾患など病院にかかる頻度が高くなるわけであります。                  また、医療過疎地帯では、医師も高齢化して、カードリーダーさえ、準備しない、できない、そういう場合も発生するかもしれません。医療現場での混乱が起きないようにはどういうことが考えられるかをお聞きしたいと思います。</p>	<p><b>【国保担当局長】</b>                  マイナンバーカードを持たない方の受診についてでございますが、国におきましては、何らかの事情により、マイナンバーカードが手元にない人が、医療を受ける場合の手続について遺漏がないよう、今後、厚生労働省やデジタル庁など関係省庁において検討していくものと承知しております。                  道といたしましては、すべての国民が安心して医療を受けることができるよう、国の責任において、適切な対策を講じることを全国知事会を通じるなどして、国へ求めてまいります。</p> <p><b>【国保広域化担当課長】</b>                  マイナンバーカードを持たない方への対応についてでございますが、保険料を納めている方が、制度に基づく医療提供を受けることは当然でございます。道といたしましては、今後とも、高齢者の方々を含め、住民の皆様方の不安や懸念を払拭し、安心して医療を受けるための環境整備を国に求めてまいります。</p> <p><b>【国保広域化担当課長】</b>                  マイナンバーカードの医療現場での対応についてでございますが、国におきましては、医療機関、薬局に対しまして、原則令和5年4月から、オンライン資格確認システムの導入を求め、マイナンバーカードを保険証として利用する体制を整備しなければならないとしておりまして、今般の総合経済対策におきましても、システム改修や利用機器の導入などについて財政支援を行う方針を示しております。                  マイナンバーカードの保険証活用につきまして、医療機関や薬局と医療情報を共有しながら、健</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(四) マイナ保険証のメリットについて</p> <p>実は今日、午前中、公安委員会の方にマイナンバーカードと免許証を一体化するという話があって、一体化をしたらどんなメリットが警察にあるのか、どんなメリットを国民は感じられるのかというお話をさせていただきました。メリットは殆どないですね。デメリットは何かと言いますと、カードリーダーを大量に揃えなければならないと。パトカーや白バイや街を警らして歩く警察官にも持たせなければならない。メリットはなく、デメリットだけと思っています。今、よりよい医療を受けることにつながるものと考えられるということなんですけれども、よりよい医療をカードを持てば受けられるというその内容はわかりません。そのメリットは、何なんでしょう。改めてお聞きいたします。</p> <p>高齢受給者証の証明は持って歩けばいい話で、別にマイナンバーカードがなくてもいいと思います。適切な薬、これは投薬手帳を持てばいい話ですから、別にメリットが生じるものではないと思います。今までの既往症、どういう診断を受けてきたか、どういう検査を受けてきたか、そのことによって、そのデータを生かして、どういう診断をしていくのかというのが果たしてできるのかどうか、これもクエスチョンであります。実は数年前、あるソフトを開発している方にいろいろお話をしてみました。そのソフト会社は、皆さんがたくさん持っている診察カードを一枚にし、全国どこでも、この診察カード一枚で、これにすべてのデータを入れるということをやっていけば、どこの病院にかかろうが、どこの診療科にかかろうが、今まで自分がかかっていたものがわかっていくということで、診察カードが一枚あればいいという、それを開発しようと思いました。それで実証的にやってみたら、無理だとわかりました。なぜかと言うと、医師が診断をして、そして治療して、処方箋を書いた。次の医師にわかってしまうということで、医師のレベルがわかってしまうということがあるということをお聞きしました。そうなってくると果たして本当にそれらのことが情報として、一元化をされていって、よりよい医療が受けられるかということと必ずしもそうではないと。逆に言うと、そのことによって、すべての既往症や様々なデータが入るとすれば、そのデータが漏洩するのではないかという危険が逆に出てくる。情報は必ずハックされるという状況。先般も大阪でありましたよね。情報がハッキングされる。国民が不安なのは、自分の情報が漏れてしまうのではないかという、不安があるんです。今お話があったよう</p>	<p>康・医療に関する多くのデータに基づいた、よりよい医療を受けることにつながるものと考えられますことから、道といたしましては、医療を受ける国民、医療を提供する関係者双方の更なる理解が得られるよう、全国知事会と連携し、国に対し、丁寧な制度の周知とともに、機器の導入に関するきめ細かな情報提供を求めてまいります。</p> <p><b>【国保広域化担当課長】</b></p> <p>マイナンバー保険証で受診するメリットについてでございますけれども、ご本人が同意することで、今までに使った薬の正確な情報や、過去の特定健診結果を医師・薬剤師等と共有できることで、より多くの情報に基づいたよりよい医療を受けることができることとなります。このことで、正確な情報に基づいた総合的な診断を受けられること、重複する投薬や避けるべき投薬を回避し、適切な処方を受けられることのほか、限度額適用認定証等がなくても、窓口で限度額以上の一時的な支払が不要となることや、高齢受給者証の持参が不要となるなどのメリットが考えられます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>に、よりよい医療が受けられると言っても、今の既存の中で絶対に受けられるはずなんです。メリットというのは、この保険証を一体化したことによって、ある訳ではない。ましてや、併用できる訳ですから、マイナンバーカードと保険証を持つことで、今までどおりと変わらないということができるとすれば、メリットがなくてただ単純にマイナンバーカードを持っている。しかし、免許証を持って構わないし、更には、保険証を持って構わない。何なんだ。私自身そう思うのであります。</p> <p><b>（五）北海道の地域性とマイナ保険証について</b>        最後にお聞きしますが、北海道の地域性と医療環境を鑑みて、医療難民を出さないために現行保険証を廃止すること、そしてマイナ保険証に移行することについて、道は政府に何を求めているのかお聞きしたいと思います。</p> <p><b>【知事総括】</b>        先程も申し上げましたとおりですね、今部長からお話を聞いても、ああそうなのか、だったら持たなきゃいけない、そういったふうには全然思わないですね。思わないですね。単にですね、自治体にですね、仕事を増やすだけです。改めてこのことについて、知事にもお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げて質問を終わりたいと思います。</p>	<p><b>【保健福祉部長】</b>        マイナンバーカードの保険証利用についてでございますが、マイナンバーカードは、社会全体のデジタル化を進めるための重要なインフラでありまして、保険証と一元化することによりまして、道民の皆様には、健康や医療に関する多くのデータに基づいた、ご自身の健康管理や良質な医療の提供につながるものと認識をしております。</p> <p>このため、道といたしましては、マイナンバーカードの健康保険証の利用につきまして、道民の皆様の理解が深まるよう、小冊子の配付やホームページへの掲載などを通じて、わかりやすく広報をいたしますとともに、国に対しては、国民及び医療機関への普及・啓発を一層進めるとともに、カードリーダーの設置など、きめ細かい環境整備を進めることについて、要請をしております。</p>